

亀山市告示第71号

亀山市木造住宅耐震補強等事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市木造住宅耐震補強等事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市木造住宅耐震補強等事業補助金交付要綱（平成17年亀山市告示第68号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「とする。ただし、当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を限度として、予算の範囲内において市長が定める。」に改め、同項第1号中「延床面積が100平方メートル以上である」を削り、同号ア中「90万円」を「60万円」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第2項中「及び第2号」及び「又は第2号ア」を削り、同条第3項を次のように改める。

3 前2項の規定にかかわらず、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に亀山市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムで定める緊急耐震重点区域において第1項第1号に規定する耐震補強工事を行う住宅については、第2項第1号中「565,500円」とあるのは「561,000円」と、「309,000円」とあるのは「300,000円」と、同項第2号中「309,000円」とあるのは「300,000円」と、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に当該緊急耐震重点区域以外の区域内において第1項第1号に規定する耐震補強工事を行う住宅及び平成30年4月1日以降に第1項第1号に規定する耐震補強工事を行う住宅については、第2項第1号中「565,500円」

とあるのは「411,000円」と、「得た額と309,000円とを合算して得た額の2分の1」とあるのは「得た額の2分の1」と、同項第2号中「得た額と309,000円とを合算して得た額の2分の1」とあるのは「得た額の2分の1」と読み替えて同項の規定を適用する。

附則第3項及び第4項を削り、附則第5項中「第3号」を「第2号」に改め、同項を附則第3項とする。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。